

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 当社は、「常に個性的な新しい価値を創造して、強い企業を構築し、オハラグループ全員の幸福と社会の繁栄に貢献する」を経営理念として定め、これに基づいて事業活動を行ってまいります。

当社は、この経営理念を実現するため、社内組織体制や経営管理上の仕組みを整備し、必要な施策を実施しております。また、株主、顧客、社員、地域社会等の様々な利害関係者に対して、社会の公器としての責任を果たすことが、結果として、企業価値の最大化につながるということを強く認識し、企業倫理に即して透明性及び健全性が確保された経営を行なうことが、当社の考えるコーポレートガバナンスであります。

2. 当社は、次に掲げる考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (i) 株主の権利を尊重するとともに、平等性を確保いたします。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (iv) 取締役会は、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行います。
- (v) 株主との目的を持った建設的な対話を実現するため、双方向のコミュニケーションの充実に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】（議決権の電子行使及び招集通知の英訳）

当社の議決権行使率（直近では84%）や株主構成（全株主に対する海外投資家比率は3.6%）等を勘案した上で、現時点では議決権電子行使プラットフォーム等の利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、議決権電子行使プラットフォームの利用等について、議決権行使率が70%を下回った段階で、また、招集通知の英訳につきましては海外投資家比率が15%を上回った段階で実施することといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

特定の事項を開示すべきとする原則についての説明は以下のとおりであります。なお、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、当社ウェブサイトに掲載しております。（<https://www.ohara-inc.co.jp/ir/governance/>）

【原則1-4】（政策保有株式）

当社の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針ならびに政策保有株式の縮減に関する基本方針につきましては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条（政策保有株式）をご参照ください。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条（利益相反）第1項をご参照ください。

【原則2-6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社の企業年金はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に委託しておりますが、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、人事担当執行役員を委員長とし、人事担当部門長、経理担当部門長等を主要メンバーとする年金資産運用委員会が、年金資産の運用目標が十分に達成できているか、利益相反が適切に管理されているか等について定期的（原則年1回）にモニタリングを行っております。また、こうした機能がより効果的に発揮されるよう、担当部門には適切な資質を持った人材を配置するとともに、その育成にも努めております。

【原則3-1】（情報開示の充実）

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念及び中期経営計画を、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

「経営理念」

（<https://www.ohara-inc.co.jp/company/message/>）

「中期経営計画」

（<https://www.ohara-inc.co.jp/ir/strategy/>）

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」及び「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条（取締役および執行役員の報酬）をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第13条（取締役会および監査役会の体制）第5項、第6項、第7項及び第8項をご参照ください。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
各役員の選任・指名についての説明は以下のとおりです。

齋藤 弘和 (代表取締役社長執行役員)

当社の経営企画部門、生産管理部門、営業部門、人事部門等の幅広い分野において豊富な業務経験を有し、海外子会社の社長も務め、2009年1月より代表取締役社長として当社を牽引してきております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営全般における強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し選任しております。

中島 隆 (取締役専務執行役員 コーポレート統括)

当社の財務部門、管理部門における豊富な業務経験を有し、2005年1月より当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート統括として強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し選任しております。

青木 哲也 (取締役常務執行役員 事業部統括)

当社の研究開発部門、技術部門、人事・総務部門等における豊富な業務経験を有し、2008年1月より当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた営業、マーケティング面を中心とした強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し選任しております。

後藤 直雪 (取締役常務執行役員 生産・技術統括 兼 材料生産センター長)

当社の研究開発部門、技術部門等における豊富な業務経験を有し、エレクトロニクス事業を統括し、2019年1月より当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた技術、研究開発面を中心とした強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し選任しております。

市村 誠 (社外取締役)

セイコーホールディングス株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

戸倉 剛 (社外取締役)

キヤノン株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

軒名 彰 (社外取締役)

SMB C日興証券株式会社、日興システムソリューションズ株式会社及び北洋証券株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、経営陣から独立した立場で当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

牧野 友香子 (社外取締役)

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

原田 洋宏 (常勤監査役)

当社において、長年にわたり経営企画業務に携わるとともに、子会社の取締役を務め、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していくことを期待し選任しております。

高木 晴彦 (社外監査役)

セイコーホールディングス株式会社ならびにセイコーオプティカルプロダクツ株式会社において長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。

長島 和彦 (社外監査役)

キヤノン株式会社において、長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。

飯塚 良成 (社外監査役)

直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。

〔補充原則4-1-1〕(経営陣への委任の範囲)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条(取締役会等の責務)第6項をご参照ください。

〔原則4-9〕(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条(独立社外取締役等)第1項をご参照ください。

〔補充原則4-11-1〕(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第13条(取締役会および監査役会の体制)第4項及び第5項をご参照ください。

〔補充原則4-11-2〕(取締役・監査役の兼任状況)

当社の取締役・監査役の他の上場会社等の兼任状況は、第112期定時株主総会招集ご通知に掲載しておりますので、そちらをご参照ください。
(<https://www.ohara-inc.co.jp/ir/news/>)

〔補充原則4-11-3〕(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社取締役会では、毎年、各取締役・監査役の自己評価を行い、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。2020年10月期の取締役会評価の結果の概要については、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでそちらをご参照ください。

(<https://www.ohara-inc.co.jp/ir/governance/>)

[補充原則4-14-2] (取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第21条 (取締役および監査役のトレーニング) をご参照ください。

[原則5-1] (株主との建設的な対話を促進するための方針)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第23条 (株主とのコミュニケーション) をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
セイコーホールディングス株式会社	4,702,722	19.32
キヤノン株式会社	4,694,380	19.29
京橋起業株式会社	4,688,400	19.26
三光起業株式会社	1,651,400	6.78
株式会社トプコン	673,600	2.77
セイコーインスツル株式会社	610,000	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	421,400	1.73
オリンパス株式会社	400,000	1.64
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	281,400	1.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	164,500	0.68

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、直前事業年度末 (2020年10月末) 現在の状況を記載しております。
上記のほか、自己株式が1,110,978株あります。なお、自己株式には「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する株式88,500株が含まれております。
セイコーホールディングス株式会社及びキヤノン株式会社は、当社のその他の関係会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

セイコーホールディングス株式会社及びキヤノン株式会社とともに当社の大株主であり、当社は両社の持分法適用会社の一社に該当いたします。また、当社の役員12名 (取締役8名、監査役4名) のうち、2名 (取締役1名、監査役1名) はセイコーホールディングスグループの役員が、2名 (取締役1名、監査役1名) はキヤノングループの執行役員が兼任いたしております。なお、当社とキヤノン株式会社とは、継続的に営業取引を行う関係にあり、当社製品の販売についての価格、その他の取引条件は、市場価格、総原価などを勘案して交渉の上、決定しております。セイコーホールディングスグループ、キヤノングループと当社との間に金銭等の貸借関係や保証・被保証関係はなく、資金調達面においても特別な関係は

ありません。また、事業運営についても、株主総会の議案に対する議決権の行使を除いては、経営判断・執行における自主独立性が尊重されております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市村 誠	他の会社の出身者											
戸倉 剛	他の会社の出身者											
軒名 彰	他の会社の出身者								△			
牧野 友香子	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市村 誠		---	セイコーホールディングス株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

戸倉 剛		----	キヤノン株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。
軒名 彰	○	軒名彰氏は、2016年3月まで当社の主幹事証券会社であるSMBC日興証券株式会社の業務執行者でありました。	SMBC日興証券株式会社、日興システムソリューションズ株式会社及び北洋証券株式会社における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、経営陣から独立した立場で当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は当社の主幹事証券会社であるSMBC日興証券株式会社の在籍経験がありますが、既に同社を退職していること、同社は当社を主要な取引先とする者ではないこと等から、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
牧野 友香子	○	牧野友香子氏は、2021年1月まで当社の顧問弁護士契約を締結しておりましたが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅少であります。	直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅小であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと考え、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問会議	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問会議	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、役員候補者の指名及び役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会からの諮問事項を審議し、意見の陳述及び助言を行う任意の組織として諮問会議を設置しております。この諮問会議は、社内取締役1名、独立社外取締役2名及び独立社外監査役1名により構成され、社外役員が過半数を占めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門である業務監査室、内部統制部門及び会計監査人は、必要の都度、意見・情報の交換を行い、連携を密にして監査の実効性向上に努めております。さらに、業務執行上発生する諸問題につきましては、必要に応じて弁護士等の第三者から適宜アドバイスを受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 晴彦	他の会社の出身者													
長島 和彦	他の会社の出身者													
飯塚 良成	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 晴彦		---	セイコーホールディングス株式会社ならびにセイコーオプティカルプロダクツ株式会社において長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
長島 和彦		---	キヤノン株式会社において、長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識・経験や見識等を活かして当社経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
飯塚 良成	○	---	直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。また、上記a～mのいずれにも該当していないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

独立役員関係

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しているとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

直前事業年度における当社の取締役9名に対する報酬は122百万円(うち、社外取締役5名に対し19百万円)であります。なお、当該報酬には、株式給付信託制度による当事業年度における株式給付引当金の繰入額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、及び中長期インセンティブ報酬で構成されております。
- (2) 業績連動報酬は短期の会社業績及び個人の貢献度に連動させるもので、その係数はゼロ～2.0としております。また、報酬全体に占める業績連動報酬の割合は、役位に比例して高くなる仕組みとしております。
- (3) 中長期インセンティブ報酬としては、株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。
- (4) 社外取締役ににつきましては、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の招集通知は、当社定款の規定により会日の3日前までに、代表取締役の指示により総務部総務課より社外取締役、社外監査役へ発送し、議案につきましては事前に周知するとともに事前説明を行っております。また、社外監査役につきましては、「監査役会規則」の規定により監査役会事務局を総務部総務課が担当するとともに、業務監査室に所属する人員を補助使用人とするサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 会社の機関の内容

当社の経営機関制度は、会社法上で規定されている株式会社の機関である取締役会と監査役会を基本とし、経営に関する全般的な重要事項については、戦略的な視点からの確かつ効率的な経営判断が下せる意思決定機関として経営会議を設置しております。

また、取締役会に意見の陳述及び助言を行う独立した任意の組織として、諮問会議を設置しております。

取締役会は、取締役8名で構成され、原則として月1回開催されており、経営意思決定機関として当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行い、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。

経営会議は、代表取締役社長執行役員又は代表取締役社長執行役員が指名した者を議長とし、常勤取締役を含む執行役員によって構成され、原則として毎月開催されており、機動的な経営意思決定、取締役会への提案事項の審議など経営責任の明確化、業務執行の迅速化を図っております。

諮問会議は、取締役会議長及び独立役員3名(独立社外取締役2名、独立社外監査役1名)で構成され、経営陣幹部(取締役を兼務している執行役員)の選解任、取締役・監査役の選任、取締役の報酬に関する諮問事項を審議し、答申を行うことにより、当社経営の客観性と透明性を高めることに寄与しております。

取締役会の定める経営の基本方針に基づき、経営管理及び業務執行を円滑かつ効率的に行うことを目的として常勤取締役会を設置しております。

常勤取締役会は、常勤取締役を構成員として、月1回の開催を基本としております。

また、当社の業務執行に関する課題やリスクについて情報を共有し、担当業務を超えて相互牽制機能発揮することを目的として役員連絡会を設置しております。役員連絡会は、常勤取締役、上級執行役員以上の執行役員、常勤監査役（オブザーバー）を構成員とし、週1回の開催を基本としております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

業務監査室(人員3名)を設置し、内部監査規程に基づく定期的かつ継続的な内部監査を行っております。

各監査役は監査役会で策定された監査方針等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。

(3) 会計監査の状況

会計監査の状況当社は会計監査人として東陽監査法人を選任しており、定期的な監査のほか随時監査が実施されております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりであります。

・指定社員 業務執行社員：佐山 正則、中野 敦夫、臼田 賢太郎

・会計監査業務に係る補助者：公認会計士9名、その他5名

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。取締役会は8名の取締役で構成し、独立社外取締役2名を含む半数の4名が社外取締役であります。これら社外取締役より、独立した客観的かつ多様な立場や大所高所からの経営に関する助言を仰ぐことで、より適切かつ透明性の高い意思決定が確保されるものと考えております。さらに執行役員制により、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を分離することによって、執行責任をより明確にするとともに業務執行の迅速化を図っております。また、社外取締役と社外監査役を含む監査役会は、連携してコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

経営に関する全般的な重要事項については、戦略的な視点からの確かつ効率的な経営判断が下せる意思決定機関として経営会議を設置しております。

当社では、以上の体制が、迅速かつ透明性の高い業務執行を行う上で最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であり、株主総会は毎年1月下旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針 企業倫理の基本理念に基づき、以下の「情報開示の基本方針」を定めています。 (1) 透明性 開示内容が当会社にとって有利か不利かを問わず透明性を確保し、事実に応じて開示する。 (2) 関連法令及び規則の遵守 金融商品取引法及び東京証券取引所等の一般に確立された規範の要件を充足する。 (3) 機密性確保と開示の適時性 機密情報の機密性を確保し、開示すべき事実が発生した場合は、適時かつ遅滞なく行う。 (4) 公正性 様々なステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるよう努める。 (5) 継続性 情報開示の内容について、継続性を持たせる。 (6) 機密性 会社として公式に開示を行うまでは社外の第三者に情報を漏洩しない。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算において、代表取締役社長執行役員による説明会を開催しております。また、第1四半期決算及び第3四半期決算において、IR担当役員による電話会議を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画管理部管理課にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRに関する取組みをお伝えするCSR報告書と、株主の皆様へ業績の概況をご報告する報告書を統合した「オハラレポート」を発行しております。
その他	当社役員には、女性の取締役を1名登用しております。役員や管理職の人材の登用は国籍、性別、年齢などで区別せず、能力、見識などを総合的に評価し、判断しており、また女性活躍推進の取組みを行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長執行役員を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的に実施しております。業務監査室は倫理・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行っております。これらの活動結果は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとしております。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルプライン」を設置・運営しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

イ. 職務権限及び意思決定ルールの遵守

ロ. 社内取締役を主な構成員とする経営会議及び役員連絡会の設置・運営

ハ. 中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するための IT を活用した月次・四半期業績管理の実施

ニ. 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

ホ. グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定しております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築しております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

ロ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置すると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

ハ. 当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有しております。

ニ. 当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員を補助使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、補助使用人の人事異動・人事課等については、代表取締役社長執行役員が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備しております。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行いません。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に関覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定しております。また、業務監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部門、経理部門、経営企画部門が監査役の監査実施を適宜補助する体制を構築するとともに、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、倫理・コンプライアンス委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断いたします。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示に関する社内体制は以下の通りです。

国内外の関係諸法令及び証券取引所の規則等並びに社内規程（「企業情報管理規程」及び「企業情報開示規程」）に則り、適時、適切な会社情報の開示を行うために、情報開示委員会及び情報開示担当役員を設置するとともに、各部門長を情報管理責任者と定めております。各部門、部署は、業務上入手した会社の経営関連情報を、情報管理責任者を通じて、情報開示委員会事務局へ速やかに報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めております。

経営関連情報の開示に際しては、東京証券取引所の適時開示規則が定める事項は同規則に従い、その他については情報開示委員会または取締役会が決定する方法により、適時・適切に開示を行うとともに、当社ウェブサイトにも開示内容を掲載いたします。

また、報道機関へ発表を行う場合は、情報開示担当役員もしくはその指名するものが行うとともに、IR活動については、情報開示担当役員のもと、企画管理部門が担当いたします。

